

# 北海道スポーツ少年団設置規程

## (総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）定款第42条の規定に基づいて設置された北海道スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

## (構 成)

第2条 本団（Hokkaido Junior Sports Clubs Association 略称「H J S A」）は、全道の登録したスポーツ少年団を総括し、市町村体育協会の設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

2 本団への加入は、登録をもって行う。

3 登録に関しては、別に定める。

4 市町村スポーツ少年団は、各振興局の地域区分を単位として管内スポーツ少年団協会（以下「協議会」という。）を設置する。ただし、札幌市スポーツ少年団は、単独で協議と見なす。

## (目的及び事業)

第3条 本団は、全道のスポーツ少年団の育成と活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資する事を目的に、次の事業を行なう。

(1) 育成計画の策定と実施

(2) 指導者及びリーダーの養成と活用

(3) 国内外交流事業の実施

(4) 広報・顕彰の実施

(5) スポーツ少年団活動に関する調査研究

(6) 関係団体との連携

(7) その他、目的達成に必要な事業

2 本団は、前項の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

## (委 員)

第4条 本団に次の委員を置く。

委 員 20名以上25名以内

2 委員の内1名を本部長、3名以内を副本部長とする。

## (委員の構成)

第5条 本団の委員は、本会会長が指名する本会理事及び学識経験者並びに、第2条第4項に定める協議会から選任された代表者を本会理事会に諮って委嘱する。

(1) 理事 2名以内

(2) 学識経験者 8名以内

(3) 第2条第4項に定める協議会から選任された代表者 15名以内

## (本部長及び副本部長の選任)

第6条 本部長は、本会会長が本会理事会に諮って委嘱する。

2 副本部長は、本部長が委員会に諮って選出し、本会会長が委嘱する。

## (本部長及び副本部長の職務)

第7条 本部長は、本団を代表し団務を掌理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副本部長の、本部長職務の代理は、あらかじめ本部長が指定する副本部長があたる。

## (任 期)

第8条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する本会定

時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

(委員会)

第 9 条 委員会は、本部長、副本部長および委員をもって構成し、全道のスポーツ少年団の育成と青少年スポーツの振興を図るための事項を審議し、本会理事会に意見を具申するとともに、本会理事会の諮問に応ずる。

2 委員会は、毎年 1 回以上開催し、本部長がこれを招集してその議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

4 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。なお、第 5 条(3)の委員については、その所属する協議会の役員等に委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

(専門部会)

第 10 条 本団に必要な調査研究等を行うため、次の専門部会を置く。

(1) 指導者研修部会

(2) リーダー育成部会

(3) 広報普及部会

(4) 活動開発部会

2 前項の他、委員会の議決を得て、必要な専門部会を設けることができる。

3 専門部会についての必要な事項は、委員会の決定を得て、別に定める。

(改正)

第 11 条 この規程の変更は、委員会の議を経、かつ、本会理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は昭和 52 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

(1) この改正規程は、昭和 60 年 4 月 1 日施行する。

(2) この改正規程施行時において、旧規程により選任されている本部員及び代議員は改正規程により新たに選出されるまでの間、本部員は常任委員、代議員は委員と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 22 日一部改正)

この規程は、平成 12 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 7 日一部改正)

この規程は、平成 18 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 16 日一部改正)

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。